

第 159 回世羅町新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和 5 年 4 月 28 日（金）

課長会議終了後

（役場 2 階第 1・第 2 会議室）

1 開会

2 町内での感染者確認について

・感染状況（資料 1）

3 5 類感染症への移行について

（1）5 類感染症への移行（5 月 8 日）後の療養期間の考え方等（資料 2・3）

発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快から 24 時間経過するまでの間は外出を控えることを推奨するとともに、その後も 10 日間が経過するまでは、マスク着用や、高齢者ら重症化リスクが高い人との接触は控えることを推奨する。

「濃厚接触者」について、移行後は特定されることはなく、法律に基づく外出自粛は求められない。

（2）広島県対策本部の対応

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類感染症に変更することから、広島県対策本部の対応が決定された。（資料 4）

ア 5 類感染症移行の考え方

- ① 医師会や病院協会等と連携し、必要な方が入院できる医療体制や受診体制を確保する。24 時間対応の相談窓口を設置する。
- ② 日常における基本的感染対策について、個人や事業者の判断に資するような情報提供、周知を行う。
- ③ 引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であること、状況に応じたマスクの着用などの自主的な判断や取組により、対策を講じるよう周知する。

イ 主な施策の変更について

- ① 医療提供体制の変更に係る具体的方針等は、別紙 1 の考え方により移行計画をとりまとめる。
- ② 県各種対策等については、別紙 2 により見直しを行う。
- ③ 引き続き高齢者等の重症リスクの高い方を守る対策は必要であり、当面継続する。

ウ 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられることに伴い政府対策本部が廃止されることから、政府対策本部廃止の日をもって廃止する。また、県対処方針も廃止する。

4 世羅町新型コロナウイルス感染症対策本部について

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられることに伴い広島県対策本部が廃止されることから、広島県対策本部廃止の日をもって「世羅町新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止する。

5 その他

(1) 新型コロナワクチンの令和5年春開始接種について

ア 接種券発送 オミクロン株対応ワクチン接種から3か月を経過した65歳以上の方に4月28日(金)発送。5歳から64歳で基礎疾患のある方又は新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方、医療機関や介護施設等に従事する方は申請により随時発行。未使用の接種券をお持ちの場合はそれを使用する。

イ スケジュール 予約開始：5月1日(月)午前9時
接種期間：5月8日(月)～8月末

ウ ワクチン種類 ファイザー社ワクチン(BA.4-5対応型・BA.1対応型)、
モデルナ社ワクチン(BA.4-5対応型)
小児(5～11歳)はオミクロン株対応2価ワクチンの小児用ファイザー社ワクチン